

議会議案第 11 号

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域の医療体制の  
確保・充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 12 月 14 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

|         |      |         |       |
|---------|------|---------|-------|
| 加賀市議会議員 | 辰川志郎 | 加賀市議会議員 | 中谷喜英  |
| 〃       | 上野清隆 | 〃       | 林直史   |
| 〃       | 若林高  | 〃       | 高辻伸行  |
| 〃       | 荒谷啓一 | 〃       | 山口忠志  |
| 〃       | 一色眞一 | 〃       | 今津和喜夫 |
| 〃       | 東野眞樹 | 〃       | 林茂信   |
| 〃       | 中川敬雄 | 〃       | 林俊昭   |
| 〃       | 南出貞子 | 〃       | 川下勉   |
| 〃       | 上田朋和 |         |       |

## 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域の医療体制の 確保・充実を求める意見書

地域の医療提供体制については、各都道府県において医療計画を策定し、必要となる医療機能や各医療機能を担う医療機関等を定めるなど、医療連携体制の構築に向けた取組を進めるとともに、地域医療構想を策定し、病床機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計した上で、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携に向けた取組を進めているところである。

こうした計画等は、今般の新型コロナウイルス感染症のような一般の医療に大きな影響が及ぶ新たな感染症の感染拡大時における医療提供体制を想定したものではなく、平時の医療需要に対応した医療資源の適正配置に向けた取組を進めるものである。

石川県では、今般の新型コロナウイルス感染症の対応にあたって、感染症病床のほか、感染防止対策を講じつつ一般病床を感染症病床に転用し、患者の受入を行っており、一般医療の提供体制に大きな影響が及んでいるところである。

しかしながら、中長期的には人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、労働力人口の減少により医療人材の確保面での制約が一層厳しくなると見込まれるため、今取り組むべきは将来の医療ニーズを見据えつつ、感染拡大時における医療需要に対応できる質の高い効率的な医療提供体制の構築である。

よって、国におかれては、地域医療構想など地域の実情に応じた医療提供体制の確保に向けた取組を進めるにあたって、新型コロナウイルス感染症対策に支障がないよう、地域医療構想について慎重な対応を図るとともに、感染症対応を勘案し、新型コロナウイルス等の患者受け入れ医療機関と一般医療受け入れ病院の連携を図ったうえで、公的・民間の医療体制のより効果的に運用することなど、医療機能を適切に発揮できる病床の確保や、それに見合う医療人材の確保等の観点から施策を講じるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 12 号

旧姓の通称使用の更なる拡充を図り、改姓による不便や不利益の  
早急な解消を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 12 月 14 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

|         |      |         |       |
|---------|------|---------|-------|
| 加賀市議会議員 | 中谷喜英 | 加賀市議会議員 | 林直史   |
| 〃       | 上野清隆 | 〃       | 高辻伸行  |
| 〃       | 荒谷啓一 | 〃       | 山口忠志  |
| 〃       | 東野真樹 | 〃       | 今津和喜夫 |
| 〃       | 中川敬雄 | 〃       | 林茂信   |
| 〃       | 南出貞子 | 〃       | 林俊昭   |
| 〃       | 上田朋和 | 〃       | 川下勉   |
| 〃       | 辰川志郎 |         |       |

## 旧姓の通称使用の更なる拡充を図り、改姓による不便や不利益の 早急な解消を求める意見書

近年、夫婦が別の姓を名乗ることもできる選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論がある。夫婦別姓は、子供が生まれれば必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓をもたらし、ひいては兄弟別姓にもつながるが、これによって社会の基盤である家族の在り方に悪影響を及ぼすことがあってはならない。

平成30年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」によると、別姓は子供にとって好ましくない影響があると思うという回答は62.6%にも上っている。また、選択的夫婦別姓制度については、「導入に賛成」とする回答が42.5%、「導入に反対」とする回答が29.3%、「夫婦は必ず同姓を名乗るべきだが、婚姻前の姓を通称として使えるように法律を改めることは構わない」とする回答が24.4%となっており、様々な意見が存在している。

夫婦の姓の在り方に関しては、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」とともに、「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされた。

また、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、本年6月の最高裁決定においても、民法の夫婦同姓規定は合憲とされ、「夫婦の氏に関する制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である」とされた。

よって、国におかれては、第5次男女共同参画基本計画で定められたように、家族の一体感、子供への影響を十分に考慮し、夫婦・親子同姓制度を維持しつつ、旧姓の通称使用の更なる拡充を図り、婚姻によって改姓した人の社会生活上の不便さや不利益を早急に解消するため、環境整備を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 13 号

子どもたちの学びの更なる充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 12 月 14 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

|         |      |         |       |
|---------|------|---------|-------|
| 加賀市議会議員 | 辰川志郎 | 加賀市議会議員 | 中谷喜英  |
| 〃       | 上野清隆 | 〃       | 林直史   |
| 〃       | 若林高  | 〃       | 高辻伸行  |
| 〃       | 荒谷啓一 | 〃       | 山口忠志  |
| 〃       | 一色眞一 | 〃       | 今津和喜夫 |
| 〃       | 東野眞樹 | 〃       | 林茂信   |
| 〃       | 中川敬雄 | 〃       | 林俊昭   |
| 〃       | 南出貞子 | 〃       | 川下勉   |
| 〃       | 上田朋和 |         |       |

## 子どもたちの学びの更なる充実を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。

そのうえ、文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。また、自民党の教育再生実行会議の第12次提言においても、中学校への拡充については、「望ましい指導体制の在り方について検討する」とし、前向きな姿勢を新芽している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や貧困・いじめ・不登校に加え、GIGAスクール構想の1年前倒し実施など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の標準引下げの早期実現と、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること、及びそのための更なる教育予算の拡充を行うこと。
- 3 学校の実情に応じた様々なスタッフ職を配置・増員し、「チーム学校」による協働的・組織的な取組の推進を図ること。
- 4 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 14 号

中国政府による新疆ウイグル自治区等への人権侵害の解決に  
向けた日本政府の適切な対応を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 12 月 14 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 加賀市議会議員 | 高 辻 伸 行 | 加賀市議会議員 | 辰 川 志 郎 |
| 〃       | 上 野 清 隆 | 〃       | 中 谷 喜 英 |
| 〃       | 若 林 高   | 〃       | 林 直 史   |
| 〃       | 荒 谷 啓 一 | 〃       | 山 口 忠 志 |
| 〃       | 一 色 眞 一 | 〃       | 今 津 和喜夫 |
| 〃       | 東 野 眞 樹 | 〃       | 林 茂 信   |
| 〃       | 中 川 敬 雄 | 〃       | 林 俊 昭   |
| 〃       | 南 出 貞 子 | 〃       | 川 下 勉   |
| 〃       | 上 田 朋 和 |         |         |

## 中国政府による新疆ウイグル自治区等への人権侵害の解決に向けた日本政府の適切な対応を求める意見書

英国放送協会は本年2月、新疆ウイグル自治区の収容施設で組織的な性暴力について報道し、世界中に大きな衝撃を与えた。新疆ウイグル自治区については、かねてより中国政府によるウイグル族への強制労働や不妊手術等の報告が次々と挙げられており、アメリカのトランプ政権時のポンペオ国務長官は、中国政府が新疆ウイグル自治区で行っている行為をジェノサイドと認定し、バイデン政権のブリンケン国務長官もこの意見を引き継ぎ、中国政府の人権弾圧や大量虐殺を非難している。

また、イギリス下院では、新疆ウイグル自治区で「少数民族が人道に対する犯罪とジェノサイドに苦しんでいる」ことを認定し、イギリス政府に対して行動を求める決議が提出され、超党派で賛成し採択された。

その他にもオランダ、カナダの議会でも新疆ウイグル自治区の状況をジェノサイドと認定する動議が提出され可決されるなど、欧米各国でもこの問題を深刻に捉え非難の声が日に日に大きくなっている。

中国政府による民族弾圧は、152か国が批准するジェノサイド条約にも違反する行為であり、新疆ウイグル自治区にだけではとどまらず、チベットや内モンゴル等の自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊、人権を侵害のみならず人命をも奪う行為に対して、世界中から声を上げなければならない。

しかしながら、日本政府は、本年6月16日の国会で、中国政府による人権侵害への非難決議採択をすることなく閉会した。

こうした中、日本国内では14の地方議会で意見書が可決され、今年6月以降に限っても、6議会以上で可決されている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対して、関係各国や国際機関と連携し、国際社会の理解が得られるよう問題解決に向け早期に取り組むことと、基本的人権の尊重及び法の支配が中国でも保証されるように働きかけることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 15 号

更なる国土強靱化に向けて予算の拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 12 月 14 日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

|         |      |         |       |
|---------|------|---------|-------|
| 加賀市議会議員 | 中谷喜英 | 加賀市議会議員 | 辰川志郎  |
| 〃       | 上野清隆 | 〃       | 林直史   |
| 〃       | 若林高  | 〃       | 高辻伸行  |
| 〃       | 荒谷啓一 | 〃       | 山口忠志  |
| 〃       | 東野真樹 | 〃       | 今津和喜夫 |
| 〃       | 中川敬雄 | 〃       | 林茂信   |
| 〃       | 南出貞子 | 〃       | 林俊昭   |
| 〃       | 上田朋和 | 〃       | 川下勉   |

## 更なる国土強靱化に向けて予算の拡充を求める意見書

本年8月、西日本を中心とする各地域において、記録的な豪雨により多くの死傷者が確認されたほか、多数の家屋も甚大な被害を受けるなど、深刻な事態となった。

この背景としては、気象庁も発表しているように、線状降水帯による猛烈な雨の発生頻度が明らかに増えていることがあり、長期的にこの傾向が続いていることからすれば、今後ますます大雨による洪水等の災害が増大することが予想される。

言うまでもなく、政治の最も重要な役割は、国民の生命と財産を守ることであり、その責任を全うするためには、激甚化・頻発化する風水害の防止対策を早期に進めることが何よりも重要であり、また、自治体が風水害防止対策を速やかに進める上においては、国による予算の裏付けが必要かつ最も重要である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう、強く要望する。

### 記

- 1 今後の国の予算編成において、風水害防止対策に係る予算を積極的に増額すること。特に、国土強靱化年次計画2021にある「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が今年度より始まっているところであり、来年度は今年度を上回る予算を確保すること。
- 2 今後の国土強靱化基本計画及び国土強靱化年次計画において、特に風水害防止対策に係る項目を重点的に取り上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。